

株式取扱規則

第1章 総則

第1条（目的）

当会社における株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよびその手数料については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）または株主が振替口座を開設している証券会社、銀行または信託銀行等の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）が定めるところによるほか、定款第10条に基づきこの規程の定めるところによる。

第2条（株主名簿管理人）

当会社の株主名簿管理人、株主名簿管理人事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人

東京都中央区八重洲一丁目2番1号

みずほ信託銀行株式会社

株主名簿管理人事務取扱場所

東京都中央区八重洲一丁目2番1号

みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

第2章 株主名簿への記録等

第3条（株主名簿への記録）

1. 株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第154条第3項に規定された通知（以下「個別株主通知」という。）を除く。）により行うものとする。
2. 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の変更を行うものとする。
3. 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

第4条（株主名簿記載事項等に係る届出）

1. 株主名簿に記録される者（以下「株主等」という。）は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。
2. 前項の規定にかかわらず、証券会社等または機構を通じた届出の対象となっていない事項については、当会社の定める書式により株主名簿管理人宛に届け出るものとする。

第5条（外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出）

外国に居住する株主等は、日本国内に常任代理人を選任するか、または日本国内において通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名もしくは名称および住所または通知

を受けるべき場所を、機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものとする。変更または解除があった場合も同様とする。

第6条（法人株主等の代表者）

法人である株主等は、その代表者1名を機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

第7条（共有株主の代表者）

株式を共有する株主は、その代表者1名を定め、共有代表者の氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

第8条（法定代理人）

株主の親権者および後見人等の法定代理人は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものとする。変更または解除があった場合も同様とする。

第9条（機構経由の確認方法）

当会社に対する株主等からの届出が証券会社等または機構を通じて提出された場合、株主等本人からの届出とみなす。

第3章 株主確認

第10条（株主確認）

1. 株主（個別株主通知を行った株主を含む。）が請求その他株主権行使（以下「請求等」という。）をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの（以下「証明資料等」という。）を添付し、または提供するものとする。ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。
2. 当会社に対する株主からの請求等が、証券会社等または機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しない。ただし、当会社が必要と認める場合には、証明資料等を請求することができる。
3. 代理人により請求等をする場合は、前2項の手続きのほか、株主が署名または記名押印した委任状その他代理権を証する書面を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名または名称および住所の記載を要するものとする。
4. 代理人についても第1項および第2項を準用する。

第4章 株主権行使の手続き

第11条（少数株主権等）

振替法第147条第4項に規定された少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、署名または記名押印した書面により、個別株主通知の受付票を添付して行うものとする。

第12条（株主提案議案の株主総会参考書類記載）

株主総会の議案が株主の提案によるものである場合、会社法施行規則第93条第1項により当社が定める分量は以下のとおりとする。

- （1）提案の理由 各議案ごとに400字
- （2）提案する議案が役員選任議案の場合における株主総会参考書類に記載すべき事項 各候補者ごとに400字

第13条（単元未満株式の買取請求の方法）

単元未満株式の買取りを請求する場合は、機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて行うものとする。

第14条（買取価格の決定）

1. 前条の買取請求の買取単価は、買取請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないときまたはその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。
2. 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

第15条（買取代金の支払い）

1. 当社は、前条により算出された買取価格を買取代金とし、当社が別途定めた場合を除き、機構の定めるところにより買取単価が決定した日の翌日から起算して4営業日目に支払うものとする。
2. 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込みまたはゆうちょ銀行現金払いによる買取代金の支払いを請求することができる。

第16条（買取株式の移転）

買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払いまたは支払手続きを完了した日に当社の振替口座に振替えるものとする。

第5章 特別口座の特例

第17条（特別口座の特例）

特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

第6章 総株主通知等の請求

第18条（当社による総株主通知の請求）

当社は、以下に定める場合のほか正当な理由がある場合には、総株主通知を機構に請求することができる。

- （1）当社が、法令、有価証券上場規程、定款その他の規則（以下「法令等」という。）に基づき株主等に対して通知するために必要があるとき。

- (2) 当社が、法令等に基づき、株主等に関する情報を、公表し、または官公署もしくは証券取引所（金融商品取引所）に提供するために必要があるとき。
- (3) 当社が、株主に対し、株主優待制度の実施その他振替株式の株主共通の利益のためにする行為をしようとするとき。
- (4) 上場廃止、免許取消しその他当社または株主に損害をもたらすおそれがある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。
- (5) 取締役会で定める一定時点における株主の株式保有状況を株主名簿に反映させることが適当であると判断したとき。

第19条（当社による情報提供請求権の行使）

当社は、以下に定める場合のほか正当な理由がある場合には証券会社等または機構に対して、振替法第277条に規定する請求を行うことができる。

- (1) 株主等の同意があるとき。
- (2) 株主と自称する者が株主であるかどうか確認するために必要があるとき。
- (3) 株主が株主権の行使要件を充たしているかどうかを確認するために必要があるとき。
- (4) 当社が、法令等に基づき、株主等に関する情報を、公表し、または官公署もしくは証券取引所（金融商品取引所）に提供するために必要があるとき。
- (5) 上場廃止、免許取消しその他当社または株主に損害をもたらすおそれのある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。
- (6) 特定の者が株主として請求等をしようとする旨当社が認知したとき。

第7章 手数料

第20条（手数料）

当社の株式の取扱いに関する手数料は、次のとおりとする。

- (1) 株主等が証券会社等または機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。
- (2) 第13条に定める单元未満株式の買取請求に関する当社に係る手数料は無料とする。

第8章 その他

第21条（改廃）

この規程の改廃は、取締役会の決議による。

（付則）

1. この規則は、2010年1月1日に制定する。
2. この規則の管理者は総務部長とする。

(制定記録)

制定 : 2010年1月1日
施行 : 2010年1月1日
改定 : 2011年1月26日 (なお、本改定の効力は2011年1月1日に遡る)
改定 : 2012年4月1日
改定 : 2012年9月18日
改定 : 2013年1月4日
改定 : 2013年2月15日 (全部改定)
改定 : 2014年1月1日